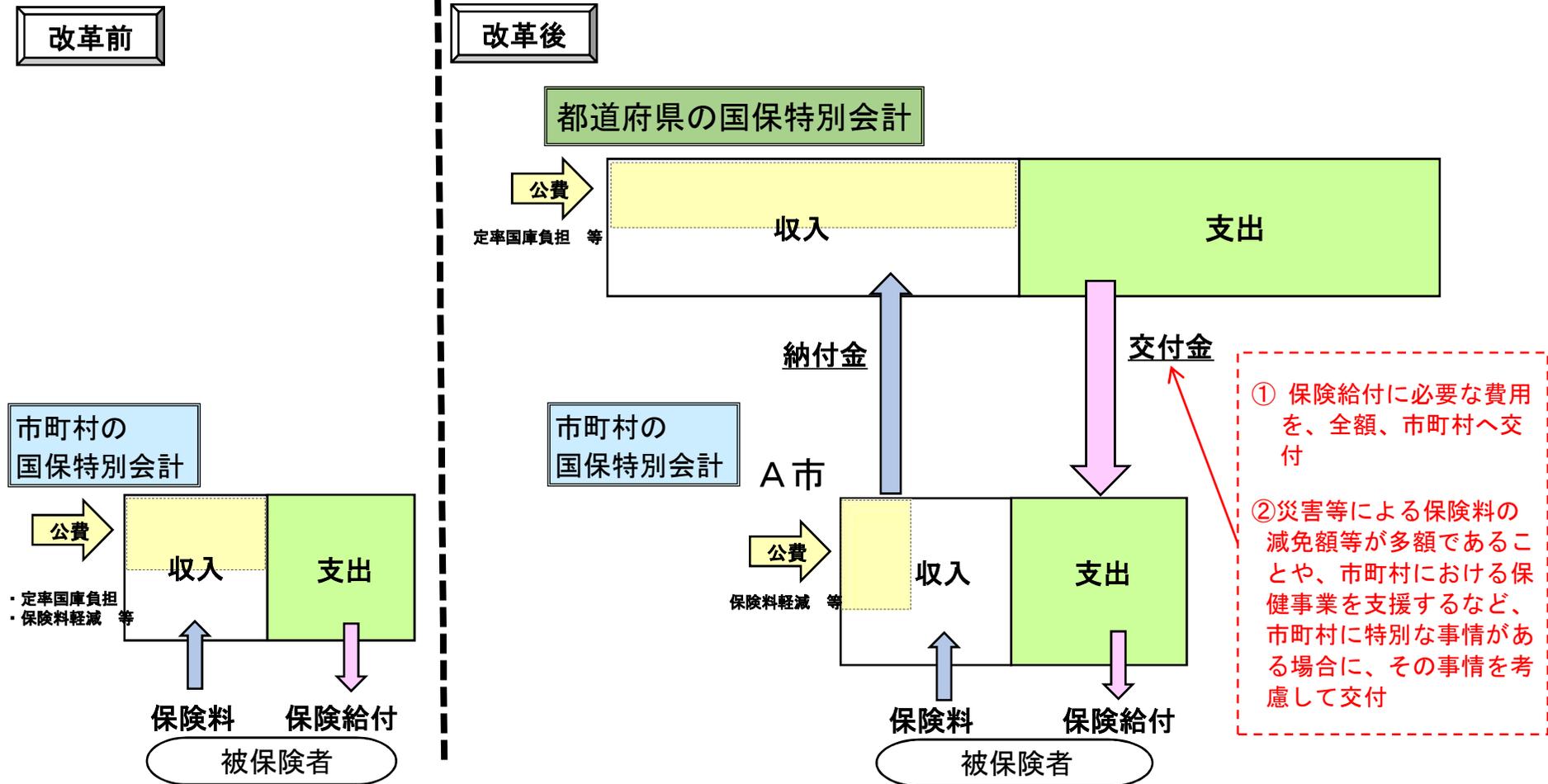


令和 4 年度国民健康保険事業費納付金等の 算定方法（案）について

令和 3 年 11 月 29 日（月）
令和 3 年度第 1 回鹿児島県国民健康保険運営協議会

改革後の国保財政の仕組み

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。※納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮
- 市町村は都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。

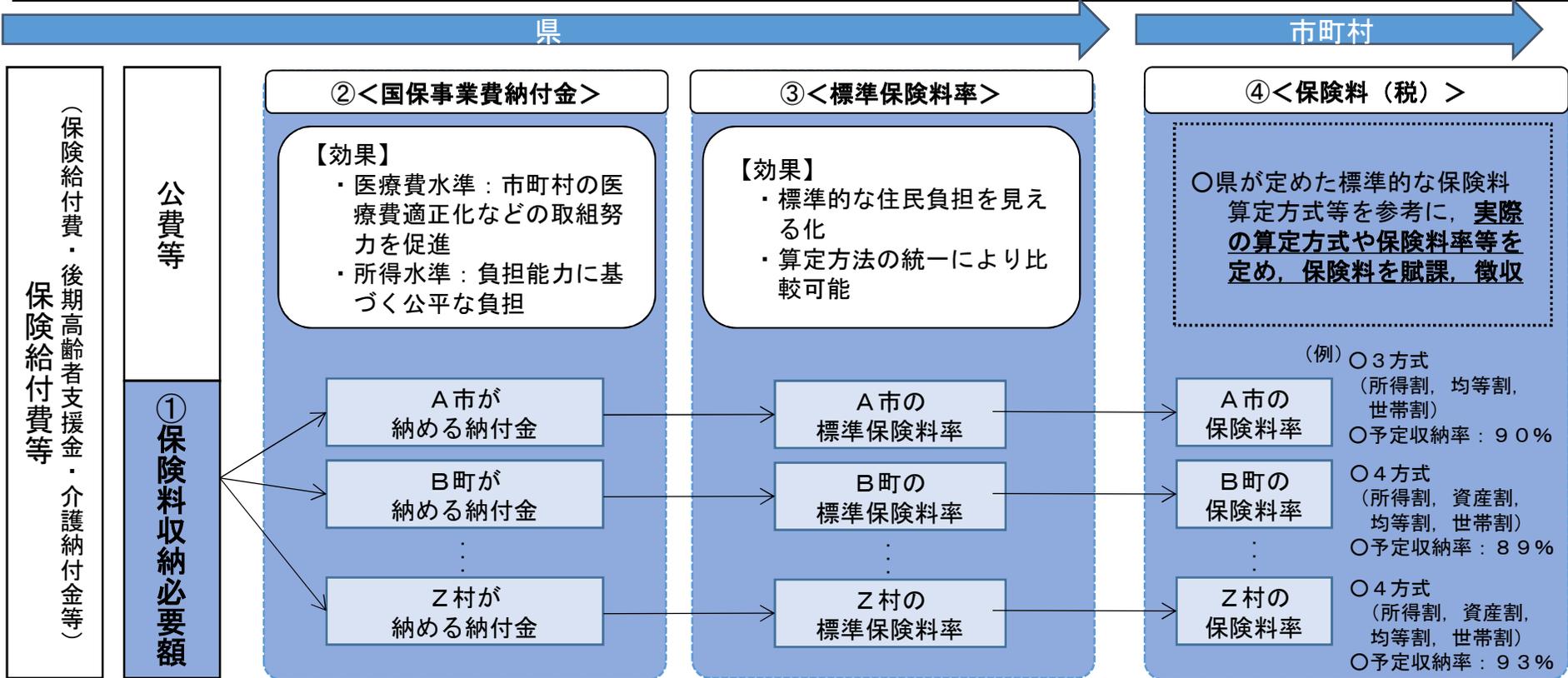


市町村における保険料(税)の標準的な算定方法

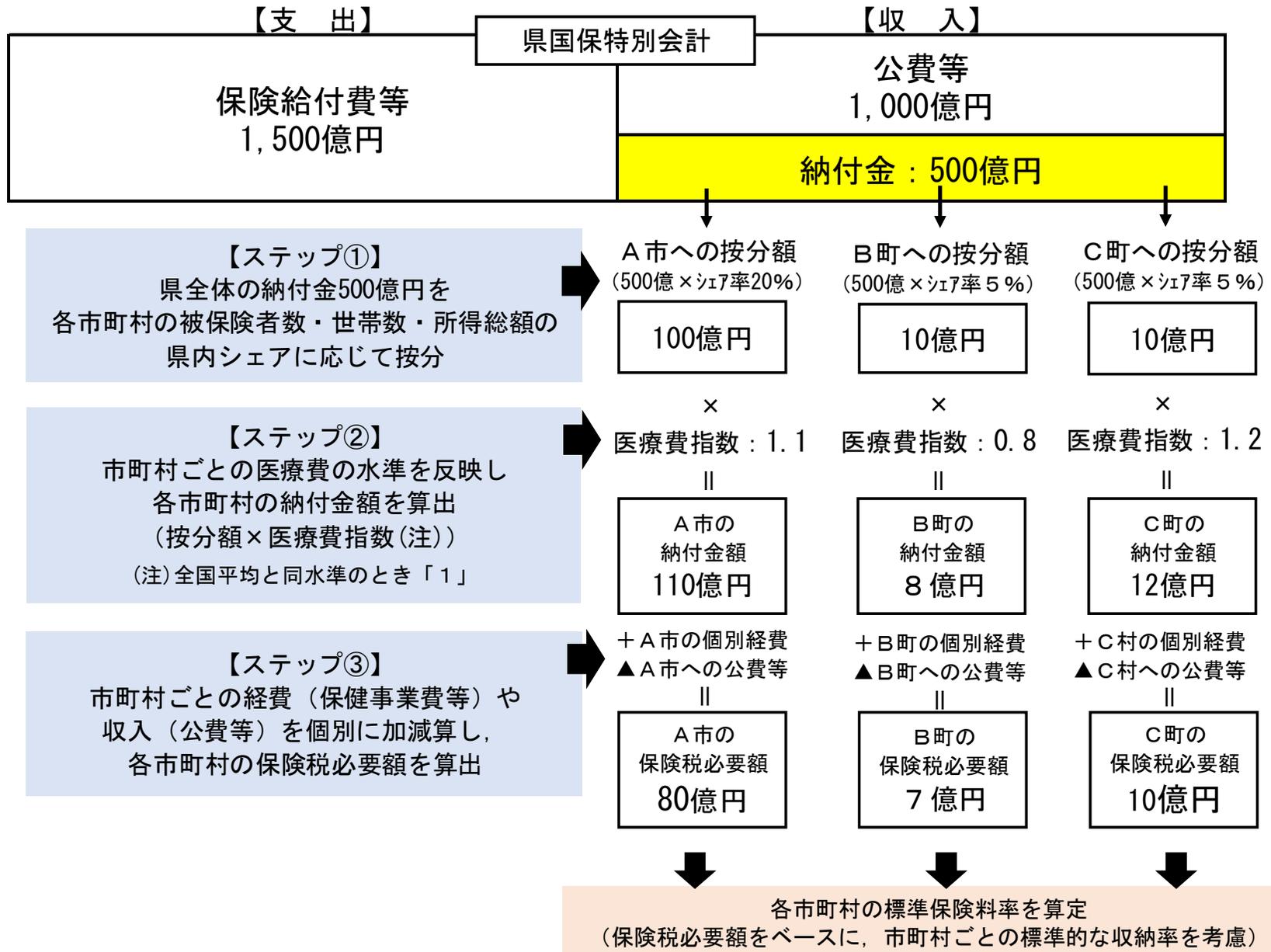
県国保運営方針
＜概要版＞より

標準的な保険料(税)算定のイメージ

- 県は、財政運営の責任主体として医療給付費を県全体で賄うために、
 - ① 保険給付費等の見込みに見合う「保険料収納必要額」を算出
 - ② 各市町村が県に納める額（国保事業費納付金）を決定（医療費水準，所得水準を考慮）
 - ③ 標準的な保険料の算定方法（算定方式，市町村規模別の収納目標等），市町村ごとの標準保険料率を示す
- 市町村は、
 - ④ 県が示した標準保険料率等（③）を参考に，実際の保険料算定方式や保険料率等を定め，保険料を賦課・徴収



国保事業費納付金等の算定手順イメージ（概要）



令和4年度国保事業費納付金・標準保険料率における本県の算定方針について（案）

項目		算定方針等	R3本算定	R4仮算定
1 基礎的な算定方針	①県又は二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか	統一の保険料水準とはしない。 (令和5年度までの間、県・市町村で協議)	同左	同左
	②県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。	高額医療費を共同で負担するための調整は行わない。	同左	同左
	③納付金として集め、また同時に保険給付費等交付金で給付する対象範囲を療養の給付以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか	対象範囲は拡大しない。	同左	同左
2 主に納付金の算定に必要な係数、方針	① α の設定の仕方	当面、 $\alpha = 1$ とする。 (令和5年度までの間、県・市町村で協議)	$\alpha = 1$	$\alpha = 1$ (同左)
	② β の設定の仕方(医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分) ※必要に応じ、 β' についても設定	β = 所得係数を基本(激変緩和で β の調整は基本行わない)。	β = 本県の所得係数	β = 本県の所得係数
	③賦課限度額 (医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、市町村標準保険料率の算定にも当該賦課限度額を用いる)	地方税法施行令に示されている限度額とする。 (R3: 医療63万円, 後期19万円, 介護17万円)	同左(R2年度の限度額を使用)	同左(R3年度の限度額を使用)
	④保険者努力支援制度の県分の扱い	納付金総額から差し引く。	同左	同左
	⑤所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案するかどうか	世帯数を勘案する。(=3方式)	同左	同左
3 主に標準保険料率の算定に必要な係数、方針	①標準的な収納率 (医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分/各市町村の規模別等)	各市町村の実態に応じた収納率とし、直近3ヶ年の平均値により設定する。	同左	同左
	②標準的な算定方式(2方式、3方式、4方式)	3方式	同左	同左
	③所得割指数、資産割指数、均等割指数、平等割指数 (医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分)	所得割指数=1.0, 均等割指数=0.7, 平等割指数=0.3	同左	同左
	④県繰入金(1号分)を活用した激変緩和措置の調整する範囲 (標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e)の増加を一定割合以内に収める際の基準)	平成28年度からの自然増率(保険料収納必要総額ベース) ※ただし、自然増率がマイナスの場合は0%とする。 ※医療、後期、介護、計のそれぞれに設定	同左 ※平成28年度からの自然増率は標準保険料率の算定に必要な保険料総額ベース ※所要額の6分の3のみ激変緩和	同左 ※平成28年度からの自然増率は標準保険料率の算定に必要な保険料総額ベース ※所要額の6分の2のみ激変緩和
	⑤保険者努力支援制度の県分の扱い(再掲)	2④と同じ	2④と同じ	2④と同じ

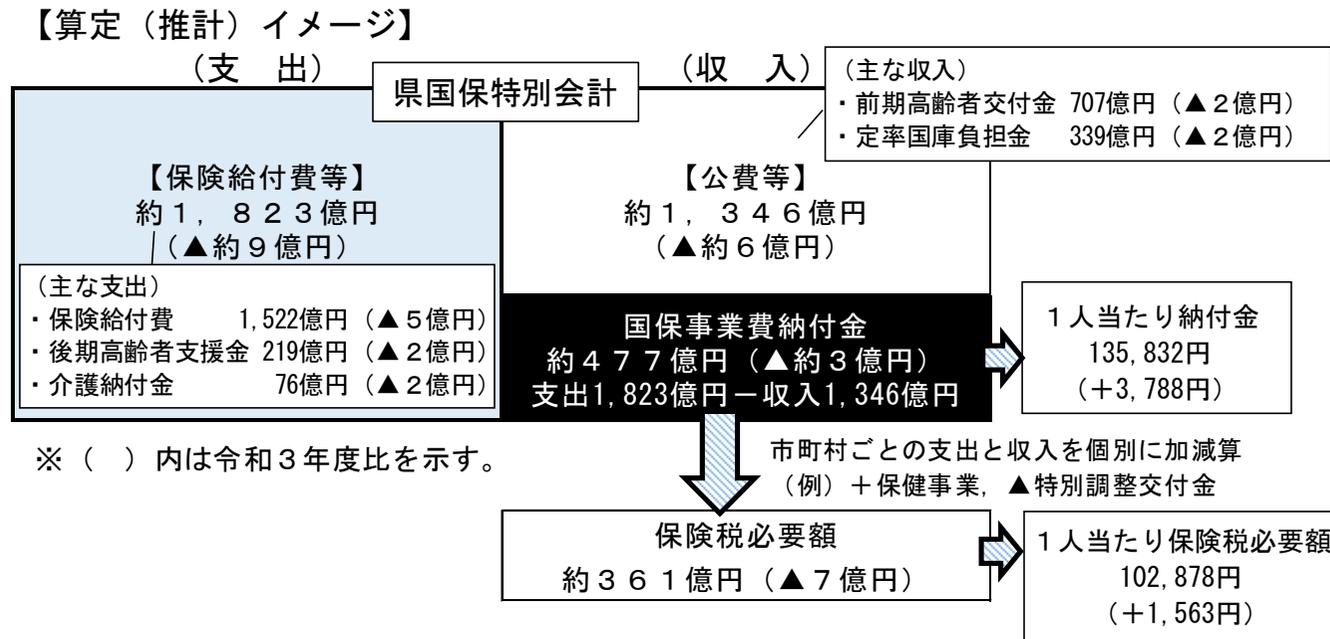
令和4年度国民健康保険事業費納付金等の 仮算定結果の概要等について

【仮算定結果に係る留意点】

- 国から示された仮係数等を用いて令和4年度の国保事業費納付金等の仮の算定を行ったものであり、今後、改めて示される国の確定係数等を用いて正式な算定（本算定）を行うため、数値が変動する可能性がある。
- この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置などを反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

令和4年度仮算定のポイント

- 令和4年度は、団塊の世代（昭和22年～昭和24年出生）のうち昭和22年生まれ（74歳）の被保険者が後期高齢者医療制度に移行するため、1人当たり医療費が高い年齢層の減少に伴う保険給付費の減等により、市町村が県に納める令和4年度納付金総額は、令和3年度比約3億円減の約477億円、保険税必要額は、令和3年度比約7億円減の約361億円となった。
- 被保険者1人当たり保険税必要額は、被保険者数の減少により令和3年度比1,563円増の102,878円となった。



○ 国から示された仮係数等を用いて令和4年度の国保事業費納付金等の仮の算定を行ったものであり、今後、改めて示される国の確定係数等を用いて正式な算定（本算定）を行うため、数値が変動する可能性がある。

○ この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置などを反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

令和4年度仮算定に係る「1人当たり保険税必要額」について

- 国から示された仮係数等を用いて令和4年度の国保事業費納付金等の仮の算定を行ったものであり、今後、改めて示される国の確定係数等を用いて正式な算定（本算定）を行うため、数値が変動する可能性がある。
- この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置などを反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

○ 市町村ごとの被保険者1人当たり保険税必要額について（建制順）

市町村名 (建制順)	令和3年度 本算定 A	令和4年度 仮算定 B	対前年度 増減額 B-A	対前年度 伸び率 (B-A)/A	市町村名 (建制順)	令和3年度 本算定 A	令和4年度 仮算定 B	対前年度 増減額 B-A	対前年度 伸び率 (B-A)/A
1 鹿児島市	107,111円	110,497円	+3,386円	+3.2%	23 長島町	92,836円	79,039円	▲13,797円	▲14.9%
2 鹿屋市	93,196円	93,876円	+680円	+0.7%	24 湧水町	101,972円	101,315円	▲657円	▲0.6%
3 枕崎市	117,686円	118,064円	+378円	+0.3%	25 大崎町	100,698円	99,759円	▲939円	▲0.9%
4 阿久根市	101,506円	100,403円	▲1,103円	▲1.1%	26 東串良町	127,527円	123,308円	▲4,219円	▲3.3%
5 出水市	86,649円	89,189円	+2,540円	+2.9%	27 錦江町	111,537円	102,940円	▲8,597円	▲7.7%
6 指宿市	108,480円	111,087円	+2,607円	+2.4%	28 南大隅町	106,655円	109,100円	+2,445円	+2.3%
7 西之表市	88,571円	89,228円	+657円	+0.7%	29 肝付町	96,834円	96,942円	+108円	+0.1%
8 垂水市	88,037円	92,560円	+4,523円	+5.1%	30 中種子町	103,614円	103,120円	▲494円	▲0.5%
9 薩摩川内市	98,122円	103,103円	+4,981円	+5.1%	31 南種子町	104,222円	105,934円	+1,712円	+1.6%
10 日置市	105,201円	107,093円	+1,892円	+1.8%	32 屋久島町	77,637円	78,651円	+1,014円	+1.3%
11 曾於市	114,755円	113,817円	▲938円	▲0.8%	33 大和村	93,875円	89,116円	▲4,759円	▲5.1%
12 霧島市	95,918円	98,133円	+2,215円	+2.3%	34 宇検村	67,684円	61,994円	▲5,690円	▲8.4%
13 いちき串木野市	103,716円	104,194円	+478円	+0.5%	35 瀬戸内町	73,985円	75,050円	+1,065円	+1.4%
14 南さつま市	107,573円	110,997円	+3,424円	+3.2%	36 龍郷町	103,991円	102,027円	▲1,964円	▲1.9%
15 志布志市	99,384円	100,485円	+1,101円	+1.1%	37 喜界町	77,999円	72,863円	▲5,136円	▲6.6%
16 奄美市	80,276円	82,018円	+1,742円	+2.2%	38 徳之島町	69,971円	66,441円	▲3,530円	▲5.0%
17 南九州市	128,073円	124,290円	▲3,783円	▲3.0%	39 天城町	67,129円	63,025円	▲4,104円	▲6.1%
18 伊佐市	102,096円	100,658円	▲1,438円	▲1.4%	40 伊仙町	59,813円	52,985円	▲6,828円	▲11.4%
19 始良市	102,203円	105,596円	+3,393円	+3.3%	41 和泊町	92,997円	90,935円	▲2,062円	▲2.2%
20 三島村	148,368円	137,400円	▲10,968円	▲7.4%	42 知名町	84,439円	77,148円	▲7,291円	▲8.6%
21 十島村	90,955円	88,984円	▲1,971円	▲2.2%	43 与論町	92,116円	85,024円	▲7,092円	▲7.7%
22 さつま町	112,018円	116,154円	+4,136円	+3.7%	県全体	101,315円	102,878円	+1,563円	+1.5%

仮算定結果を踏まえた今後の流れ

仮算定結果を踏まえた今後の流れ

- (1) 令和4年度の当初予算編成及び国保税の参考として活用
仮算定結果を、各市町村においても、運営協議会への説明、令和4年度予算編成及び税率改定等の検討の材料として活用する。
- (2) 令和4年度本算定（確定係数の反映）の実施
令和3年12月頃から令和4年1月にかけて、国の確定係数等を踏まえ、令和4年度の国保事業費納付金や標準保険料率の正式な算定（本算定）を行う。